

令和6年10月7日（月）関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和6年10月7日（月曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 非農地の判断について

○出席委員（16名）

1番 安田 美雄 君	2番 河村 清孝 君	3番 丹羽 英治 君
4番 吉田 忠男 君	6番 鵜飼 秀樹 君	7番 林 百恵 君
8番 後藤 信一 君	10番 松永 佳己 君	11番 足立 宜穂 君
12番 後藤 一夫 君	14番 森 種生 君	15番 池田 政吉 君
16番 長尾 始 君	17番 山田 達史 君	18番 日置 香 君
19番 田下 喜代 君		

○欠席委員（3名）

5番 和田 ひとみ 君	9番 尾口 文良 君	13番 亀山 良平 君
-------------	------------	-------------

○委員以外の出席者（4名）

農業委員会事務局長	山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査	武藤 好人 君
洞戸事務所課長補佐	村井 章 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。  
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（ 挨拶 ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

本日より予定しておりました、議案につきまして、議案送付後に取下げの依頼があり、議案が一部変更になりました。本日お配りさせていただいた議案と地図に、差し替えていただきますよう、お願いします。

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

5番 和田委員、9番 尾口委員、13番 亀山委員の3名ですので、ご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

15番 池田委員、16番 長尾委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといふものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、八神下集会所から南に300mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2筆 282.21㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、営農規模を縮小するため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、平成30年に申請地北側の住宅を購入し、別宅として利用しており、申請地を購入後、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用に季節の野菜を栽培したいという内容になっています。

## 2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、関自動車学校から南に200mに位置する  
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 726㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、遠方に居住しており、営農が困難なため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自作地の隣接地である申請地を購入し、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

以上、2件について、ご審議をお願いします。

## ○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきましては、私の担当地区となります。

特に問題はありません。

2番の案件につきましては、後藤 信一委員、ございますか。

## ○8番（後藤 信一 君）

申請地は、譲受人が5年前から耕作しており、譲渡人は遠方に居住していることから、やむを得ないものと思います。

## ○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。安田委員、どうぞ。

## ○1番（安田 美雄 君）

下限面積が撤廃されたことにより、新規就農による申請が増えておりますが、書類上、問題はないようですが、農業への年間従事日数が150日であることが基本となっていると思います。まず、質問なのですが、職業、年齢、本人申請か、代理申請なのかを教えてください。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

申請については、代理人による申請になっております。譲受人はご両親と同居しており、そのご両親は無職で、年間営農従事日数は180日、ご本人は会社員をしており、年間営農従事日数は60日となっております。住所については、住民票上は名古屋になっておりますが、ご両親が年間の半分ほど、こちらに住んでいると聞いております。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。営農計画書を見ますと、両親が中心的に営農を行うとなっておりますが、申請者は息子の名前になっていましたので、その整合性を確認したかったため、お尋ねさせていただきました。

下限面積が撤廃されたことにより、他の要件については、厳格に審査することが必要であると、国から通達が来ておりますこともあり、書類上はクリアしていても、営農計画書どおり、営農ができるのかを心配しております。そこで、営農計画書どおり営農がされているかを、農業委員会や農業委員で確認する必要があると考えております。以前、新規就農で農地を取得した方が、全く営農されていない事例がありまして、そのようなことを防ぐためにも、必要なのではないかと思います。本申請は、遠方の名古屋市から週末に通って、営農する計画ですので、そういった意味でも必要と考えております。

また、以前は、農業委員の印鑑が申請に必要であったため、本人や代理人に直接話を聞く機会があったのですが、今は申請後に内容を確認するという流れになってしまっており、それもできません。許可については、やむを得ないかと思います。新規就農については、何らかの処置が必要ではないかと考えておりますので、お尋ねさせていただきました。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

譲受人は、現在、名古屋市に住所が置かれておりますが、ご両親は申請地隣の住宅に、年間の半分ほど居住しており、ゆくゆくは関市をメインに居住し、営農していきたいということ聞いております。また、従前は農地転用の申請前に、担当地区の農業委員に確認をいただいておりますが、国からの通知で、農地転用申請の簡略化というものが来ており、その通知に基づいて、担当農業委員による事前確認は、省略させていただいております。取得後の事後確認については、今後検討していきたいと考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

#### 1番の案件

議案は2ページ、位置図は3ページになります。

申請地は、関市上之保事務所から南西に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 331㎡。

農地の区分は、関市役所上之保事務所から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸店舗（駐車場）でございます。

申請地を貸店舗用の駐車場として利用したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 2番の案件

位置図は4ページになります。

申請地は、船山集会場から北東に1,300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 山林 66㎡。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、植林でございます。

申請人は、申請地を山林として維持管理したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、植林されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、2件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番と2番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16番（長尾 始 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は5ページになります。

申請地は、富津橋から北東に400mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 2,532㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

## 2番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は、稲口グラウンドから東に100mに位置する

登記・現況地目 畑 37㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地で住宅建築を計画したが、土地の形状が悪く土地利用が困難であったため、申請地を加え、住宅敷地として有効活用できる形状にしたいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更1番と同時申請になります。

## 3番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は、関市東本郷公民センターから西に100mに位置する

登記・現況地目 畑 280㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1区画）でございます。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難なため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲地としたいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 4 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 8 ページになります。

申請地は、市立倉知小学校から北に 200 m に位置する

登記・現況地目 畑 614 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（駐車場）でございます。

賃貸人は、農地の維持管理が困難なため、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、申請地の隣地で共同住宅を営んでいるが、駐車場が不足していたため、申請地を共同住宅用駐車場として利用したいというものでございます。

9 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 5 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、国道 156 号線小瀬 6 番町交差点から南に 200 m に位置する

登記・現況地目 田 551 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難なため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、市外に居住しているが、関市での仕事が多いため、申請地に住居を建築し、転居したいというものでございます。

9 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 6 番の案件

位置図は 10 ページになります。

申請地は、国道 156 号線小瀬 6 番町交差点から南に 200 m に位置する

登記・現況地目 田 2筆 551 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（3 区画 3 棟）でございます。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難なため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、住宅需要が見込める申請地を、建売分譲地としたいというものでございます。

9 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 7 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 11 ページになります。

申請地は、国道 156 号線小瀬 6 番町交差点から北に 300 m に位置する

登記・現況地目 田 985.50 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、工事関係者用駐車場（一時転用）でございます。

賃貸人は、借借人からの申出に応えるというもの。

借借人は、建築業を営んでおり、申請地近くの小学校の校舎改修工事を請け負ったが、工事関係者用の駐車場が必要な為、申請地を一時的に駐車場として利用したいというものでございます。

9 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 8 番の案件

位置図は 12 ページになります。

申請地は、新田公民センターから西に 100 m に位置する

登記・現況地目 田 5 筆 802.28 m<sup>2</sup>

登記・現況地目 畑 5 筆 1,588 m<sup>2</sup> 10 筆 合計 2,390.28 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（8 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、住宅用地としての需要が見込める申請地を、宅地分譲地としたいというものでございます。

9 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 13 ページになります。

申請地は、関市洞戸事務所から東に 700 m に位置する

登記・現況地目 田 3 筆 3,110 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、電気事業資機材運搬用ヘリ基地（一時転用）でございます。

賃貸人は、借借人の申出に応えるというもの。

借借人は、電気事業を営んでおり、申請地を送電線建設に伴う資機材運搬用ヘリ基地として利用したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。  
申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 10番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から東に200mに位置する

登記・現況地目 田 990㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置し、発電事業を行いたいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 11番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から東に300mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 947㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置し、発電事業を行いたいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、11件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1 番（安田 美雄 君）

長年、耕作がされず、いわゆる遊休農地となっていた場所になります。

今回により、解消されたということになります。

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4 番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3 番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から、特に意見は無いということ  
を伺っております。

4 番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7 番（林 百恵 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5 番から 8 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11 番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9 番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

一団の農地の中ですが、一番角に位置しておりますので、問題はないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

10 番と 11 番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19 番（田下 喜代 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1番の案件

議案は7ページ、

位置図は16ページになります。

申請地は、稲口グラウンドから東に100mに位置する

現況地目 畑 37㎡

現況地目 宅地 360㎡ 2筆合計 397㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

当初事業予定地が不整形であったため、事業予定地を拡張するため、事業面積変更の申請となります。

5条2番と同時申請になります。

以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第5号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

非農地判断について

下記の土地を非農地として判断することについて、審議を求めるというものです。

議案は8ページ、位置図は18ページになります。

非農地判断につきましては、登記地目が農地でありながら、すでに山林化しており、農地としての管理が困難な土地について、農地台帳から除外するというものになります。

対象地は、上之保地区内の 2筆 合計 369㎡になります。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

長尾委員、ございますか。

○16番（長尾 始 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第5号について、採決いたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和6年11月7日（木）

午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前10時15分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

---

印

15番

---

印

16番

---

印